

# 学校いじめ防止基本方針

四国中央市立三島東中学校

はじめに

いじめ問題解決のための法律、「いじめ防止対策推進法」が平成25年6月28日に成立した。第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない」と、いじめを法律によって禁止している。

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、重大な人権侵害であるとの認識を、児童・生徒・学校・家庭・地域・行政が共有し、その解消に一体となって取り組むべき喫緊の課題である。そして、いじめは、いずれの学校、いずれの児童生徒にも起こり得ることを踏まえ、あえて被害者・加害者を発見するまでもなく、すべての児童生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして未然防止の取組を行うことが、最も合理的で最も有効であると考えられる。

未然防止の基本は、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。また、規律ある生活をとおして学力の定着・向上を図るとともに、「居場所づくり」・「絆づくり」、「自己有用感」の醸成が重要である。

本校においては、新たな法律の制定を機に、これまでの教育活動、教育環境、指導体制等を見直して「学校いじめ防止基本方針」を定め、全校体制で生徒の「安心・安全」の確保に努めるとともに、学校教育目標「命を輝かす生徒の育成」の具現化に向けた教育実践の更なる充実に取り組む所存である。

## 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項【基本理念】

### (1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

- ア いじめは、人間の尊厳と生命を奪う重大な人権侵害である。
- イ いじめの加害者、被害者を出さないための未然防止に最善を尽くす。
- ウ 早期に発見して、正確な事実確認を行い、早期解決を図る。
- エ いじめを受けた生徒の心身のケアに最善を尽くす。

### (2) いじめの禁止（「いじめ防止対策推進法」より）

『児童等は、いじめを行ってはならない。』（第4条）

### (3) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」より）

『児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの』

(4) いじめの態様

- ア 言語的攻撃…「言葉」によるいじめは多くのいじめの出発点である。この段階での気づきや解決が深刻化を防ぐことにつながる。
- イ 身体的攻撃…身体に関わる被害があるときは、いじめが進んでいる場合が多く、広範な被害を受けていることを想定して対応する必要がある。
- ウ 社会的攻撃…いじめの多くは集団で行われる。当事者だけでなく、集団やクラス全体の実態に合った適切な対応が必要である。

(5) いじめ問題の理解

- ア 「弱いものをいじめることは人間として絶対許されない」との認識をもつこと。
- イ いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
- ウ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
- エ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
- オ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

2 いじめ防止等のための対策に関する事項（未然防止のための取組等）

(1) 学級経営の充実

- ア 学級での役割を果たす集団活動の過程で相互の承認を図り、仲間意識を高める。
- イ 学業や進路等に関する学習活動において、自己理解、他者理解を深めさせる。

(2) 人権・同和教育の充実

- ア 人権・同和教育の意義やねらいについて、全教職員の共通理解を図る。
- イ 生徒の実態、家庭・地域のニーズ、社会的要請、教職員の願いを踏まえて実践する。
- ウ 生徒のコミュニケーション能力や共感的理解力、鋭い人権感覚を育成する。
- エ 生徒指導、進路指導、教育相談等との関連を密接に図る。

(3) 道徳教育の充実

- ア 学級内の人間関係や環境を整備して、望ましい道徳の時間の雰囲気醸成する。
- イ すべての生徒がいじめを行わないようにする。
- ウ 他の生徒に対して行われるいじめを認識したら、これを放置しない。
- エ 生徒の自主的な「いじめ防止に資する活動」を支援する。

(4) 体験活動の充実

- ア 心の通う対人交流の素地を養う。
- イ 家庭、地域社会との連携を一層推進する。

(5) 生徒の主体的な活動

- ア 生徒会活動を充実させる。
  - (ア) 異年齢集団活動を通して、望ましい人間関係を学ばせる。
  - (イ) 好ましいリーダーシップを醸成し、仲間と支え合う集団の形成を図る。
  - (ウ) 生徒会主催のボランティア活動など、様々な社会参画の活動に取り組みせる。

(6) 分かる授業づくり

- ア すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善・指導方法の工夫改善を図る。
- イ 一人一人の生徒を全校体制で見守り指導する。
- ウ 生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、学び合う人間関係を醸成する。
- エ 教科指導を通して思いやりのある心や態度を形成させる。
- オ 言語活動の充実により言語力を育て、コミュニケーション能力の育成を図る。

(7) 特別活動の充実

- ア 実践活動を通してコミュニケーション能力の育成を図る。
- イ 生徒の自主性を尊重し、創意を生かし、目標達成の喜びを味わわせる。
- ウ 自分たちの力によって集団を円滑に運営させ、集団生活の中でよりよい人間関係を築かせる。
- エ それぞれが個性や自己の能力を生かし、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ばせる。
- オ 集団としての連帯意識を高め、集団（社会）の一員としての望ましい態度や行動の在り方を学ばせる。
- カ 他の生徒や大人との関わり合いを通して、人と関わることの喜びや大切さに気付かせる。
- キ 互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった「自己有用感」を獲得させる。

(8) 相談体制の整備

- ア 定期的な教育相談を実施する。
- イ 必要に応じてチャンス相談を実施する。
- ウ 生徒、保護者、教職員の信頼関係を構築する
- エ スクールカウンセラー、相談員等による相談活動を充実する。

(9) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- ア インターネット犯罪防止教室を実施する。
- イ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処法について、生徒指導便り（『スクラム』）により、生徒及び保護者に啓発する。
- ウ 必要に応じて、松山地方法務局四国中央支局の協力を求める。
- エ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに四国中央警察署に通報する。

(10) 発達障害等への共通理解

- ア 各発達障害の定義を共通理解する。
- イ 診断名や障害名による先入観をもつことなく、生徒一人一人の実態を的確に把握し、特性を理解する。
- ウ 実態把握をもとに、外部の専門家から助言を得たり、校内で事例検討を行ったり

して、個別指導計画を作成し、協力体制のもとで特性に応じた対応を工夫する。

(11) 校内研修の充実

- ア 長期休業等に校内研修を実施する。
- イ 校内・外の事例をもとに実践的な研究を行い、いじめ問題への対応に生かす。
- ウ 教職員の情報交換の場を適切に設定する。
- エ 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりする事例を基に研修する。

(12) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ア 生徒指導主事間の連携を密にする。
- イ 小・中学校間の情報交換、連携を密にする。

(13) 早期発見のための措置

- ア 定期的な調査、その他必要な措置を行う。
- イ 生活ノート（『すいは』）を積極的に活用する。
- ウ 死角をつくらない校内巡視体制を構築する。
- エ 各種相談活動の工夫と実施に努める。

(14) いじめ防止のための保護者への啓発

- ア P T A研修に位置づけ、保護者の関心・理解を深める。
- イ 生徒指導便り（『スクラム』）により啓発する。
- ウ ホームページを活用した啓発を工夫する。

3 いじめ防止等のための対策の組織の設置

(1) 名称 「いじめ防止等校内委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、主幹教諭、各学年主任、生徒指導主事、児童生徒支援担当教員、人権・同和教育主任、養護教諭、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー等

(3) 活動内容

- ア 早期発見のための研修を充実させる。
  - (ア) 子どもの声に耳を傾ける。
    - ・生活ノート（『すいは』）
    - ・教育相談（定期相談、チャンス相談）
  - (イ) 子どもの行動を注視する。
    - ・観察（授業、休憩時間、部活動）とメモ（5W1H）
    - ・チェックリストの活用、工夫
- イ アンケート等の調査を工夫して行う。
- ウ 相談活動を工夫する。（生徒の思いに寄り添う。）
- エ いじめが疑われる行為等に気付いた場合、情報を共有して速やかに事実確認し適切に対応する。
- エ 保護者との連携・情報の共有（相談窓口の周知徹底等）を図る。

オ 地域及び関係機関と緊密に連携する。

カ 「24時間いじめ相談ダイヤル」を周知する。

(4) 年間取組計画の策定

	職員会等	未然防止の取組	早期発見の取組
1学期 (夏休み)	・いじめ防止等 校内委員会 ・職員研修会 ・講演会等 ・学校生活アンケートの考察	・PTA総会での 保護者啓発 ・年間計画 ・授業公開（生徒 指導の観点） ・集団づくり （学級、学年）	・生活ノート （すいは） ・生徒の観察 ・教職員の情報 交換 ・学校生活アンケート
2学期 (冬休み)	・いじめ防止等 校内委員会 ・職員研修会 ・学校生活アンケートの考察	・授業公開（生徒 指導の観点） ・集団づくり （学級、学年） ・参観日での保護 者啓発 ・文化祭での生徒 アピール	・生活ノート （すいは） ・生徒の観察 ・教職員の情報 交換 ・学校生活アンケート
3学期	・いじめ防止等 校内委員会 ・職員研修会 ・学校生活アンケートの考察	・集団づくり （学級、学年）	・生活ノート ・生徒の観察 ・教職員の情報 交換 ・学校生活アンケート

(5) 取組評価アンケートの実施・考察

ア 定期的に「学校生活アンケート」を実施し、生徒の悩みや抱えている問題の把握に努める。

イ「学校生活アンケート」の結果を省察し、問題の教職員共通理解を図り、その解決に全校体制で当たる。

4 いじめが発生した場合の組織の設置

(1) 名称 「いじめ問題等対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、主幹教諭、各学年主任、生徒指導主事、児童生徒支援担当教員、人権・同和教育主任、養護教諭、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー等

(3) 活動内容

- ア 事実確認を確実にいき、情報を共有する。一方的、一面的な解釈にならないことや、プライバシーの保護に十分留意する。
- イ 被害生徒・保護者に対する説明、支援を十分に行う。
- (ア) 被害生徒・保護者の思いに十分寄り添って対応する。
  - (イ) 加害者側保護者との情報の共有を図る。(誤解を防ぐ)
- ウ 加害生徒への指導及び保護者への助言を十分に行う。
- (ア) いじめ行為の醜さ、不法性を十分に認識させ、深い反省を促す。
  - (イ) 被害生徒・保護者への心からの謝罪の場を設ける。
  - (ウ) 必要があると認めるときは、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において、いじめを行った生徒に学習等を行わせるなど、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講ずる。
  - (エ) 被害者側保護者との情報の共有を行う。(誤解を防ぐ)
- エ いじめの傍観者への指導及び保護者への助言を十分に行う。
- (ア) いじめ行為の醜さ、不法性を十分に認識させ、深い反省を促す。
  - (イ) 必要があると認めるときは被害生徒・保護者への心からの謝罪の場を設ける。
  - (ウ) 被害者側保護者との情報の共有を行う。(誤解を防ぐ)
- オ 市教育委員会への報告・連絡・相談を確実にいく。
- カ 安全措置(緊急避難の必要性の検討、実施)を慎重にいく。
- キ 「懲戒」を検討する。
- (ア) いじめを行った生徒に対して、教育上必要があると認められるときは、学校教育法第11条に基づき、適切に懲戒を加えるものとする。
- ク 「出席停止」を検討する。
- (ア) 本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から検討する。
- 公立小学校及び中学校において、学校が最大限の努力をもって指導を行ったにもかかわらず、性行不良であって他の児童生徒の教育の妨げがあると認められる児童生徒があるときは、市町村教育委員会が、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命ずることができる。(学校教育法第35条)
- ケ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき(又は判断に迷うとき)は、次の対応をする。
- (ア) 市教委へ報告・連絡・相談する。
  - (イ) 必要と認められるときは、四国中央警察署 生活安全課に通報する。
- コ 生命、身体又は財産に重要な被害が生じる恐れがあるときは、次の対応をする。
- (ア) 直ちに四国中央警察署 生活安全課に通報する。

## 5 重大事態への対応

重大事態とは、

- ・ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(児童生徒が自殺を企図した場合等)

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手する。)

※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

### (1) 調査組織

- ・ 学校長の求めにより、「いじめ問題等対策委員会」を開催する。

### (2) 対応

- ・ 質問紙の使用等により、事実関係を明確にするための調査を行う。

### (3) 報告

- ・ 市教委へ調査結果を報告する。市教委から市長へ報告する。

### (4) 調査協力

- ・ 「四国中央市いじめ防止対策委員会」への調査協力を行う。

### (5) 調査結果の提供

- ・ いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を提供する。
- ・ 事案に応じて、保護者説明会を開催する。